



平成19年5月8日

各 位

会社名 山陽特殊製鋼株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐々木 宏機  
(コード番号5481 東証・大証第一部)  
問合せ先 常務取締役総務部長 堤 晴兒  
(TEL 079-235-6003)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年6月28日開催予定の第95回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 公告閲覧の周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めることとし、現行定款第5条について所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社の経営規模等を総合的に勘案し、取締役の定員を25名以内から18名以内に減員することとし、現行定款第21条について所要の変更を行うものであります。
- (3) 監査体制の一層の強化を目的として、監査役の定員を4名以内から5名以内に増員することとし、現行定款第31条について所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年6月28日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成19年6月28日(木曜日)

以上

(別紙)

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(取締役の定員) 第21条 当社の取締役は、<u>25</u>名以内とする。</p> <p>(監査役の定員) 第31条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(取締役の定員) 第21条 当社の取締役は、<u>18</u>名以内とする。</p> <p>(監査役の定員) 第31条 当社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p>

以上